

平成 22 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2. 平成 22 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 3 日金融庁訓令第 18 号。以下、「基本計画」という。計画期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 22 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

3. 実績評価方式による評価

（1）評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する計画は、金融庁設置法第 3 条に基づく法定任務を政策評価の対象の最上位体系（「基本政策」）として位置付け、「基本政策」の下、中期的な施策の目標として「施策目標」を定め、施策目標を実現するための「施策」を定めている。さらに、本実施計画の計画期間中に取り組む「平成 22 年度主な事務事業」を定めている。

各施策の達成すべき目標については、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定している。

（2）実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

（3）平成 22 年度「主な事務事業」の策定方針

米国のサブプライムローン問題に端を発した今回の金融危機の中で、我が国の金融システムそのものは欧米と比べて相対的に安定しているが、グローバルな金融市场の混乱や世界経済の後退により、我が国においても実体経済の悪化や株価の大幅な下落などが生じた。

我が国の景気は持ち直してきているが、依然として厳しい状況にあり、中小・零細企業等の資金繰りもなお厳しい状況にあることから、金融庁としては、引き続き、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を促していくこととしている。

また、金融危機の再発防止、金融システムの強化、景気回復に向けて国際的に協調して取り組んでいくことが重要であり、今後とも国際的な議論に積極的に参画していくこととしている。

さらに、店頭デリバティブ取引やヘッジファンドに関する規制などに関して、国際的な議論を踏まえつつ、我が国の実態に即した金融・資本市場に係る制度整備に取り組んでいくこととしている。

22年度における「主な事務事業」については、これらの取り組みを具体的に行うための追加や充実を図っている。

(4) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成22年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、別紙3「評価の判断基準」によるものとする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかや、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙4「端的な結論の基本類型」によるものとする。

平成22年度実績評価書は、平成23年8月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(5) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成22年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成22年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成19年10月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（R I A）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、平成22年度の「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下、「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成20～23年度）

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施〔P10〕	①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④証券会社の連結規制・監督の導入等 ⑤金融機関のリスク管理の高度化 ⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用 ⑦金融機能強化法の適切な運用 ⑧早期健全化法の適切な運用	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	—	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－2－(2)における各指標について、必要に応じて参照する。
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施〔P13〕	①内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施 ②ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	・オフサイト検査モニターのアンケート結果（4段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・22年度末）	・検査実施件数 ・検査指摘内容 ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・中小企業及び住宅ローンの借り手等に対する貸付条件の変更等の状況 ・評定結果の分布状況
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止〔P14〕	①預金保険制度の周知及び適切な運用 ②円滑な破綻処理のための態勢整備	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・22年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・22年度末）	・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数
		(2) 國際的な金融監督のルール策定等への貢献〔P15〕	①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ②海外監督当局との連携強化等 ③マネー・ローンダーリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	—	・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援〔P17〕	①金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進 ②新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施	アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること	—	・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔P19〕	①投資家保護の確保 ②改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ③共済事業の規制のあり方に係る検討等 ④金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行 ⑤振り込め詐欺への的確な対応 ⑥偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・22年度末）	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・各業界団体における苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞ ・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情・相談・照会）の受付状況＜内容・件数＞ ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・PILOTにおける苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞ ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況＜件数・金額＞ ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況＜件数・金額＞ ・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実〔P21〕	①金融経済教育の充実 ②当局における相談体制の整備・充実 ③金融行政に関する広報の充実 ④多重債務者のための相談体制等の整備	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立〔P 23〕	①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	—	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数(金融機関等における対応準備のための期間)
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応〔P 25〕	①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ②振り込め詐欺への的確な対応(再掲) ③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ(再掲)	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(前年度実績より向上・22年度末)	・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額>※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額>※警察庁公表資料 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>
2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視〔P 27〕	①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ②市場規律の強化に向けた取組み ③金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施	市場監視を通じて公正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること	—	・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数>	
	(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進〔P 31〕	①自主規制機関との適切な連携等 ②取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	—	・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績	
	(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着〔P 32〕	①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ②上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組み	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	・企業会計基準委員会(A S B J)による会計基準設定状況<A S B Jプロジェクト計画表の進捗度>(目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。)	・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績等	
	(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実〔P 34〕	①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E Tの整備	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	—	・電子開示システム(E D I N E T)の稼動率 ・E D I N E Tサイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数	
	(5) 公認会計士監査の充実・強化〔P 36〕	①監査基準等の整備に係る対応 ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等 ③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ④諸外国の監査監督機関との協力・連携 ⑤公認会計士試験の実施の改善	厳正な会計監査の確保を図ること	—	・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・公認会計士・監査審査会ホームページへのアクセス件数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数	

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
III 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着〔P 39〕	①国際会計基準の任意適用の円滑な実施等 ②金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	—	・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況 ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額
		(2) 決済システム等の整備・定着〔P 41〕	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み ②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み ③情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進等	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	—	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況
		(3) 専門性の高い人材の育成等〔P 43〕	①高度かつ実践的な金融教育の充実 ②公認会計士試験の実施の改善（再掲） ③金融専門人材の育成	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	—	・主な事務事業の推進等状況 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数
		(4) 個人投資家の参加拡大〔P 44〕	①安心して投資できる環境の整備 ②個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備 ③金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行（再掲） ④金融経済教育の充実（再掲）	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・22年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・22年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・22年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・22年度末） ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着〔P 46〕	①資金決済法の適切かつ円滑な施行	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと	—	・資金移動業者の登録件数 ・自家型前払式支払手段発行者の届出件数 ・第三者型前払式支払手段発行者の登録件数
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進〔P 47〕	①中小企業金融円滑化法の適切な運用等、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ②地域密着型金融の推進 ③金融機能強化法の適切な運用（再掲）	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られるこ	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・23年3月） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ②地域密着型金融の推進 ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価の割合が前年度に比べ上昇・22年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	・中小企業及び住宅ローンの借り手等に対する貸付条件の変更等の状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し済り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞ ・法人向け規模別貸出残高 ・個人向け住宅ローン貸出残高 ・社債・CP発行残高 ・業況判断D. I. 等（日銀短観） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融円滑化に関する検査実施件数 ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」の中小企業向け説明会の開催実績 ・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容 ※ 施策I-1-(1)における各指標について、必要に応じて参照する。

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上〔P 50〕	①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 ②行政処分についての透明性の向上 ③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ④ノーアクションレター制度等の適切な運用 ⑤金融機関等との対話の充実 ⑥法令外国語訳の推進 ⑦金融行政に関する広報の充実（再掲） ⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	・ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果（前回調査結果より向上・22年度調査時点） ・法令外国語訳の公表数（前年度より増加、22年度末）	・金融業界との意見交換会の開催実績 ・実施した行政処分の公表実績＜内容・件数＞ ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成22年度主な事務事業	達成目標	測定指標	参考指標
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施〔P 53〕	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	職員の資質の向上を図ること	・研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・22年度末）	・民間専門家の在職者数
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進〔P 54〕	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化	①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること	①業務・システム最適化 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成18年6月27日、平成20年8月7日及び平成21年4月15日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。) ②情報システム調達の適正化 ・情報システム調達会議の実施内容 (競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況（100%、22年度末）	②情報システム調達の適正化 ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施〔P 56〕	① 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること	—	・調査研究分析成果（研究論文・レポート等の本数・分野）の作成・活用実績 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

【別紙2】

各施策及び平成22年度主な事務事業

基本政策 I 金融機能の安定の確保

施策目標	I－1 金融機関が健全に経営されていること
施 策	<p>I－1－(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p> <p>I－1－(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p>

施策目標	I－2 金融システムの安定が確保されていること
施 策	<p>I－2－(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止</p> <p>I－2－(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献</p> <p>I－2－(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援</p>

施策 I－1－(1)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉 ・公的資金の返済額 ※ 施策III－2－(2)における各指標について、必要に応じて参照する。

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。
②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。 ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。 ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項

	<p>を可能な限り明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
③グローバルに活動している金融機関に対する監督	<p>グローバルに活動している金融機関に關し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。</p> <p>また、昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。</p>
④証券会社の連結規制・監督の導入等	<p>大規模な証券会社の、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資家に悪影響が及び、ひいては金融システムへの悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督の枠組みを導入する。</p> <p>また、保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ全体の財務状況を定量的に把握し、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準の枠組みを導入する。</p> <p style="text-align: right;">[RIA]</p>
⑤金融機関のリスク管理の高度化	<p>各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。</p> <p>また、バーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なりスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。</p>
⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用	<p>中小企業等からの申込みに対し、金融機関が貸付条件の変更等に努めることとする中小企業金融円滑化法の施行並びにこれに併せた金融検査マニュアル及び監督指針の改定を受けて、同法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組状況について重点的にモニタリングを行う。</p>
⑦金融機能強化法の適切な運用	<p>中小企業等に対する信用供与の円滑化を目的とする改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p>

	また、国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。
⑧早期健全化法の適切な運用	早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課リスク分析参事官室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課

施策 I – 1 – (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</p> <p>【根拠】銀行法第25条、中小企業金融円滑化法第9条、明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none">オフサイト検査モニターのアンケート結果（4段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none">検査実施件数検査指摘内容各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞中小企業及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況評定結果の分布状況

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施	<p>金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に取り組む。</p> <p>特に、金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化を柱の一つとした改定金融検査マニュアル（平成21年12月4日）の早期定着及び中小企業金融円滑化法の実効性確保を図るための検査運営に努める。</p> <p>また、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論の動向も踏まえつつ、大手金融グループについて、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢や適切な内部管理態勢が整備されているかについて、重点的に検証する。</p> <p>その他の重点的な検証課題については、検査基本方針において、可能な限り明確化する。</p>
② ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	<p>以下の検査マニュアル5原則に則った検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 重要なリスクに焦点をあてた検証② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化⑤ 検査結果に対する真の理解（「納得感」）

【担当課室名】

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>一昨年来の欧米発の金融危機を踏まえ、危機の再発防止と強固な金融システムの構築が重要な課題となっている。金融機関は緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、その前提としてシステムリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・22年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none">・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況・名寄せ検査の実施件数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①預金保険制度の周知及び適切な運用	広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。 また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。
②円滑な破綻処理のための態勢整備	預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

【担当課室名】

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I – 2 – (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

達成目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 4 月 2 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の金融危機を受け開催されてきた「金融・世界経済に関する首脳会合」では、金融危機再発防止のため、金融規制・監督の改革等が合意されたところであり、首脳会合での議論を踏まえ、各国当局等と協調しつつその着実な実施を図るとともに、金融安定理事会（FSB）などの場における、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論に引き続き積極的に参加・貢献していく。また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。 ・ 国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、発信を引き続き行う。 ・ バーゼル銀行監督委員会においては、国際的に活動する銀行に対する、資本及び流動性規制を強化する一連の提案について具体的な議論が行われる予定であり、これらに積極的に貢献する。 ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。また、ヘッジ・ファンドに関する規制において

	<p>は、国際的な議論等を踏まえ、当局に対する報告事項の拡充等を各国と協調して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険監督者国際機構（IAS）においては、金融危機からの教訓等を踏まえ、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論等が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内の連結ソルベンシー規制の見直し等の検討においては、IASにおける取組みも、必要に応じて参照していく。
②海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 ・監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。 ・20年11月及び21年7月に、日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップが開催されたことを踏まえ、引き続き、3カ国の連携を強化する。また、G20各國及びアジアの新興国との連携を強化する。
③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献	<p>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融作業活動部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の取組みに対し、積極的に参画していく。</p> <p>特に、22年度以降に予定されているFATF対日審査フォーアップへの適切な対応を行う。</p>

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室

施策 I – 2 – (3)

アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援

達成目標	アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	我が国経済の持続的な成長を図るため、アジア市場の一体化や東アジア共同体の構築を目指す観点から、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラを整備することに協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援することが必要である。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none">・鳩山首相国連演説（平成 21 年 9 月 24 日）・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成 21 年 12 月 30 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	一 (注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	<ul style="list-style-type: none">・金融協議の開催状況・研修事業の実施実績

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	WTO 及び経済連携協定 (EPA) 交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。特に、WTOにおいては 22 年度内の妥結を目指すとともに、EPA 交渉では既存の交渉を妥結に向けて進展を図っていく。またアジア等の金融監督当局とさらなる緊密な協力体制の構築及び協議の枠組みの強化を図る等により、我が国の金融機関や事業会社が他のアジア諸国においてより積極的な事業展開を可能とする環境支援を行えるよう積極的に取り組んでいく。
②新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施	国際金融市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

施策目標	II-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
施 策	<p>II-1-(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底</p> <p>II-1-(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実</p> <p>II-1-(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立</p> <p>II-1-(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>

施策目標	II-2 公正、透明な市場を確立し維持すること
施 策	<p>II-2-(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視</p> <p>II-2-(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進</p> <p>II-2-(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着</p> <p>II-2-(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> <p>II-2-(5) 公認会計士監査の充実・強化</p>

施策Ⅱ－1－(1)

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年12月20日法律第115号）附則第67条・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）・G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）・G20サミット首脳声明（平成21年4月2日）・G20サミット首脳声明（平成21年9月24日、25日）・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none">・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none">・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞・各業界団体における苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付状況＜内容・件数＞・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況・PIO-NETにおける苦情・相談の受付状況＜内容・件数＞・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況＜件数・金額＞ ※預金保険機構公表資料・振り込め詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況＜件数・金額＞・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 投資家保護の確保	<p>一部の地方公共団体において、高度な金融知識が求められる複雑な金融商品を購入しているところが見受けられることを踏まえ、地方公共団体に係る特定投資家制度の見直しを行う。</p> <p>また、近年、店頭 FX 取引と類似する証券 CFD 取引が個人に広がりを見せていること等を踏まえ、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とするべきかどうかについて、平成 22 年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。</p> <p>さらに、平成 21 年度に導入した FX 取引・証券 CFD 取引に係る証拠金規制・分別管理義務について、適切かつ、円滑な施行・運用に取り組む。</p>
② 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<p>改正貸金業法（平成 18 年 12 月成立）の完全施行（22 年 6 月まで）を、適切かつ円滑に行うよう取り組む。</p> <p>また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。</p>
③ 共済事業の規制のあり方に係る検討等	公益法人等が行う共済事業についての実態調査、関係団体・各省庁からのヒアリングの結果等に基づいて、共済事業のあり方について、論点整理・具体的対応策をとりまとめる。
④ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行	利用者保護の充実・利用者利便の向上等を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行に取り組む。また、金融団体等が認定投資者保護団体の枠組み等を用いて行う取組みをも適切にフォローする。
⑤ 振り込め詐欺への的確な対応	振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成 20 年 6 月施行）の円滑な運用に取り組む。
⑥ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－1－(2)

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

達成目標	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>多重債務問題は深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

②当局における相談体制の整備・充実	<p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。</p> <p>また、平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた附帯決議の内容を踏まえ、金融サービス利用者相談室の在り方について検証し、役割の拡充のために所要の見直しを行う。</p>
③金融行政に関する広報の充実	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方について、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>
④多重債務者のための相談体制等の整備	<p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するための取組みを実施する。</p> <p>財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p>

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ－1－(3)

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O – N E T における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間）

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	<p>監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徵求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関については、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大（銀行法が改正）され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされたことを踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から20年6月に公布された保険法が、22年4月に施行されることを踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正

	<p>性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、営業部門等への牽制、監視機能の適切な発揮が行われているか、その運営状況を検証することを通じて、法令等遵守態勢の整備を促していく。</p> <p>また、信用格付業者について、22年4月に改正金融商品取引法が施行されることを踏まえ、規制・監督の円滑かつ適切な実施に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸金業者については、22年6月までに貸金業法の完全施行が予定されていることを踏まえつつ、貸金業者に対する適切な監督を行うほか、貸金業者の実態把握に努める。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。・前払式支払手段発行者と資金移動業者については、22年4月1日に資金決済に関する法律が施行されることを踏まえ、前払式支払手段発行者と資金移動業者に対する適切な監督を行う。また、電子債権記録機関についても、引き続き適切な監督を行う。
--	--

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課

施策Ⅱ－1－(4)

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

達成目標	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</p> <p>また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</p> <p>【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。
②振り込め詐欺への的確な対応（再掲）	振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。

【担当課室名】

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・
保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－2－(1)

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

達成目標	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものと考える。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>その際、世界的な金融危機の経緯や、その後における金融・資本市場及び実体経済の状況等を踏まえ、市場における不公正取引等や金融商品取引業者の経営に関するリスクの増大に対し、ベターレギュレーションの考え方のもとで実効性ある業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等 ・G20サミット首脳声明（平成21年9月24日、25日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数>

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視	<p>以下の取組みを進めつつ、引き続き機動的な市場動向の分析を行い、不公正取引のリスク等を検証していく。</p> <p>(1) 東京証券取引所で平成22年1月に稼動した新たな株式売買システム「arrowhead」において、注文応答や情</p>

	<p>報配信が高速化していることから、それに伴う取引パターンの変化を注視しつつ、システムでの対応も含め、取引審査を的確に実施するための対応を進める。</p> <p>(2) 市場において重要となっている新たな金融商品や取引形態について実態把握を行っていく。</p> <p>(3) 取引所等による市場監視や証券会社による売買管理の強化を図るため、当委員会の問題意識や関連情報を伝達し、全体としての市場監視の実効性を高めていく。</p> <p>(4) 関係機関や市場関係者との連携を強化し、発行市場における不適切なファイナンスと流通市場における不公正取引との結びつきについて的確に監視する。</p> <p>(5) クロスボーダー取引を用いた不公正取引を監視するため、多国間での証券当局間の情報交換枠組み（マルチMOU）等を活用して、個別の事案に関する海外当局との情報交換を積極的に実施していく。このため、海外市场に精通した職員の配置を含め、海外当局との情報交換を円滑に行うための体制を構築するとともに、海外当局からの情報を有効に活用するための人材育成に取り組む。</p>
②市場規律の強化に向けた取組み	<p>以下により、市場規律の強化に向けた情報発信や連携を進める。</p> <p>(1) 日本証券業協会、証券取引所等の自主規制機関との間で、当局による対応との相乗効果を高める観点から、自主規制業務等の強化に役立つ情報の当委員会からの提供や、当委員会による研修への自主規制機関職員の参加など、双方向での連携を強化する。</p> <p>これに加え、市場の公正性の確保に関わる公認会計士協会、弁護士会、監査役協会及び税理士会等の諸団体との連携強化をすすめる。</p> <p>(2) 勧告・告発事案の公表にあたっては、当該個別事案に加えて、市場や社会一般に関わる問題点について積極的に説明する。</p> <p>(3) 新規チャネルの開拓による各講演会への講師派遣等を通じ、当委員会の活動に関する情報提供を幅広く行っていく。また、当委員会が抱える問題意識を各種団体等の機関紙やホームページ等に積極的に寄稿することとし、市場参加者の自主的な規律強化の取組みに向けた情報発信を行う。</p>
③金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施	<p>金融商品取引業者に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、引き続き効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、検査対象の増大・多様化に対応して、より効率的かつ効果的な検査体制を構築するために、以下のよう施策を講じる。</p> <p>(1) 監督部局との連携の下、金融商品取引業者に関する幅広い情報収集に努め、これらの情報を基にリスクベースで検査対象先を選定する。また、検査対象先に関する監督部局のモニタリング情報等を事前に分析のうえ検査</p>

	<p>の着眼事項を設定し、効率的な検査の実施に資する。</p> <p>(2) 効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。</p> <p>(3) グローバルに活動する金融商品取引業者に対しては、金融庁とも連携し、オフサイトとオンサイトの一体的モニタリングの下で、フォワード・ルッキングの観点からのリスク管理態勢の検証の一層の充実を図る。</p> <p>(4) 金融庁検査局との間では、同一グループの金融機関に係るコングロマリット検査の積極的な実施により、リスク管理態勢の実態等の効果的な把握に努める。また、自主規制機関との間では、検査手法等に関する意見交換や研修への相互参加等を通じて、検査内容等の收れんを図り、総体としての検査機能の効果的発揮に努める。</p>
④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施	<p>以下の取組みを進めつつ、引き続き、インサイダー取引等の違反行為に係る迅速、効率的な調査を実施し、法令違反行為に対しては、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。</p> <p>(1) T O B 等に関連するインサイダー取引の増加などの不公正取引の傾向の変化に対応し、調査手法を工夫する。</p> <p>(2) インターネット取引を用いた株価操縦等の違法行為の増加等に積極的に対応していく。</p> <p>(3) 不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、市場関係者の自主的な規律付けに繋げるほか、上場企業による内部管理体制の構築を促すため、様々なチャネルを通じて情報発信を行う。</p>
⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	<p>世界的金融危機に伴う実体経済の悪化が企業の財務内容に影響を与えており、粉飾のリスクが高くなっていることを踏まえ、以下の取組みを進めつつ、きめ細かく迅速な開示検査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>(1) 課徴金減算制度が導入された趣旨及び開示制度の本質に鑑み、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。</p> <p>(2) 市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒の効率的な発見のための態勢を整備する。</p> <p>(3) 国際会計基準（I F R S）の下で、開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の整備に努める。</p> <p>(4) 市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。</p>

<p>⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、引き続き金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>(1) 不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む複雑・悪質な複合事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携して厳正に対処する。</p> <p>(2) 犯則事件の国際的な広がりに対しては、多国間での証券当局間の情報交換枠組み（マルチMOU）等を積極的に活用して、クロスボーダー事案に取り組むとともに、平素から海外の関係機関との情報交換を心がけ、ノウハウの蓄積、関係の強化を図る。</p> <p>(3) 証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要不可欠であることを踏まえ、専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の整備、専門的技術・知識の共有化、株券等の発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図る。</p>
--------------------------	--

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－2－(2)

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第1条 ・市場強化プラン（平成19年12月21日） ・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告（平成21年6月17日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①自主規制機関との適切な連携等	<p>自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。</p> <p>また、金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。</p> <p>さらに、日本証券業協会等の自主規制機関が連携して、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを幅広く行う機関を設立する動きを踏まえ、認定投資者保護団体制度等の一層の周知等を図る。</p> <p>加えて、市場関係者により自主的に進められている市場活性化に向けた取組み（例えば、社債市場の活性化に向けた検討）との連携を図る。</p>
②取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み	東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている子会社上場への対応等のコーポレート・ガバナンス強化に向けた取組みを引き続き促していく。

【担当課室名】

総務企画局市場課、監督局証券課

施策Ⅱ－2－(3)

市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコードルート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係者と連携し、開示ルールの整備等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告） (平成21年6月30日) ・G20サミット首脳声明（21年9月24日、25日） 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗度＞（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 等

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的な会計基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や会計基準の国際的なコンバージェンスを進めている。このため、金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。</p> <p>さらに、21年6月30日に企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を踏まえ、連結財務諸表規則等を改正し、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の22年3月期以後の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認めたところである。</p> <p>こうした対応に加え、21年12月に公表した、IFRSに基づく連結財務諸表の開示例の更新などや、民間関係者との必要な協力を一つづつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</p>

	なお、非上場企業に適用される会計基準のあり方についても、民間の会計関係者によって設置される懇談会において検討する予定であり、当懇談会に金融庁もオブザーバー参加する。
②上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組み	上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係当局や取引所等と連携し、法令（開示ルール等）や取引所規則等の整備を図り、その適切な執行を確保する。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－2－(4)

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与える、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、・市場強化プラン（平成19年12月21日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・電子開示システム（E D I N E T）の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・E D I N E Tサイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E Tの整備	<p>20年度から導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。特に、「内部統制報告制度に関する11の誤解」等で明示しているところであるが、企業の規模等に配慮した内部統制の整備が可能であるという点について、引き続き周知や明確化を図っていく。</p> <p>内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況等を適宜フォローアップする。</p> <p>さらに、開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。なお、有価証券報告書については、重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させる。</p> <p>加えて、行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成21年度に「株券等の公開買付けに関するQ & A」を公表したところ。引き続き、必要に応じ行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</p> <p>なお、E D I N E Tについては、財務情報を国際的に比較可能なものとするため、IASCF（国際会計基準委員会財</p>

団)、S E C (米国証券取引委員会)と連携し検討を進めてきたタクソノミ(国際標準のコンピュータ言語であるX B R Lを用いた財務情報の電子的な様式)の国際標準技術仕様を、E D I N E Tにおいて使用するために、必要なシステム開発を行う。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－2－(5)

公認会計士監査の充実・強化

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞ ・監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞ ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・公認会計士・監査審査会ホームページへのアクセス件数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等	虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。 また、公認会計士制度に関する懇談会において、公認会計士試験・資格制度等についての検討を行う。
③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を的確に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査等について適切な対応を行う。
④諸外国の監査監督機関との協力・連携	監査人監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。

⑤公認会計士試験の実施の改善	公認会計士試験受験者にとっての利便性向上のため、試験期日から合格者発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績通知の内容等を充実させるなど、受験者への情報提供の拡充を図る。 さらに、幅広い人々が受験するよう、全国の大学等において講演を行うなど、引き続き広報の強化に努める。
----------------	---

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

施策目標	III－1 活力のある市場を構築すること
施 策	<p>III－1－（1） 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度・定着</p> <p>III－1－（2） 決済システム等の整備・定着</p> <p>III－1－（3） 専門性の高い人材の育成等</p> <p>III－1－（4） 個人投資家の参加拡大</p>

施策目標	III－2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること
施 策	<p>III－2－（1） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着</p> <p>III－2－（2） 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進</p>

施策目標	III－3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること
施 策	<p>III－3－（1） 金融行政の透明性・予測可能性の向上</p>

施策III－1－(1)

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着

達成目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20サミット首脳声明（21年9月24日、25日） 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗状況> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等	<p>国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成22年3月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されることを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</p> <p>また、企業会計基準委員会（ASBJ）によるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRS設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。</p> <p>なお、非上場企業に適用される会計基準のあり方についても、民間の会計関係者によって設置される懇談会において検討する予定であり、当懇談会に金融庁もオブザーバー参加する。</p>

② 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等	平成19年12月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、必要に応じ、所要の見直しを行う。また、業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。
----------------------------	---

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

施策Ⅲ－1－(2)

決済システム等の整備・定着

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み	<p>我が国決済システムの強靭化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備に取り組む。</p> <p>また、上記制度整備を進めるとともに、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組みをサポートするほか、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>

<p>②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み</p>	<p>我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成20年9月)にも確認された国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るべく、市場関係者による①同機関の利用拡大を図るための態勢強化、②決済期間の短縮やフェイル発生時の取扱いルールの確立・普及に係る取組みをサポートする。</p> <p>また、貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。</p>
<p>③情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進等</p>	<p>政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関の情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を図る。また、(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。</p>

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課

施策Ⅲ－1－(3)

専門性の高い人材の育成等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】市場強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・主な事務事業の推進等状況 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、関係省庁や業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の実施の改善（再掲）	公認会計士試験受験者にとっての利便性向上のため、試験期日から合格者発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績通知の内容等を充実させるなど、受験者への情報提供の拡充を図る。 さらに、幅広い人々が受験するよう、全国の大学等において講演を行うなど、引き続き広報の強化に努める。
③金融専門人材の育成	我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質等について、公的関与のあり方も含め、幅広い観点から議論を行う。

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局

施策Ⅲ－1－(4)

個人投資家の参加拡大

達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・22 年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・22 年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・22 年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・22 年度末） ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22 年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①安心して投資できる環境の整備	利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。
②個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備	個人投資家の裾野が広がるよう、日本版 ISA の円滑な施行に向けて取り組むとともに、簡素で分かりやすく投資しやすい、税制面での環境の整備に努める。
③金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行（再掲）	利用者保護の充実・利用者利便の向上等を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行に取り組む。また、金融団体等が認定投資者保護団体の枠組み等を用いて行う取組みをも適切にフォローする。
④金融経済教育の充実（再掲）	利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成 17 年 6 月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や 19 年 4 月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅲ－2－(1)

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着

達成目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備するとともに、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。また、これらの実効性を確保する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日）・新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	— <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none">・資金移動業者の登録件数・自家型前払式支払手段発行者の届出件数・第三者型前払式支払手段発行者の登録件数

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 資金決済法の適切かつ円滑な施行	資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその提供の促進等を図るため、銀行等以外の者について為替取引を行うことを認めること、前払式支払手段として従来からある紙型・IC型のものに加えてサーバ型を新たな規制対象とすること等を内容とする資金決済に関する法律について、適切かつ円滑な施行に取り組む。

【担当課室名】

総務企画局企画課、監督局総務課金融会社室、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅲ－2－(2)

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

達成目標	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること</p>
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十分なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、いわゆる目利き能力を的確に発揮することにより、借手企業の状況に応じた経営改善支援や事業再生支援を含め、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能を積極的に発揮していくことが一層重要となっている。</p> <p>また、個人の所得環境等が厳しい状況にある中、金融機関による住宅ローン等へのきめ細かな対応も求められている。</p> <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日）、 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ・貸出態度判断D. I. (前年同期に比べプラス判断・23年3月) ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)</p> <p>②地域密着型金融の推進 ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価の割合が前年度に比べ上昇・22年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高 ・個人向け住宅ローン貸出残高 ・社債・CP発行残高 ・業況判断D. I. 等 (日銀短観) ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融円滑化に関する検査実施件数 ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績

	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容 <p>※ 施策 I – 1 – (1) における各指標について、必要に応じて参考する。</p>
--	---

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①中小企業金融円滑化法の適切な運用等、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月、中小企業や住宅ローンの借り手からの申込みに対し、金融機関が貸付条件の変更等に努めること等を内容とする中小企業金融円滑化法が施行され、これに併せて金融検査マニュアル及び監督指針が改定された。これを受け、金融機関による貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組み状況等について重点的に検査・監督を行う。 ・併せて、引き続き、金融機能強化法の適切な運用を図るとともに、貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充及び自己資本比率規制の一部弾力化等、企業金融の円滑化等に向けて講じた措置を着実に実施する。 ・金融機関及び中小企業等からのヒアリングや金融円滑化ネットライン等により、中小企業金融をはじめとした企業金融等の実態についてきめ細かい把握に努める。 ・金融機関に対する監督において、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促す。 ・中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化の取組みについては、検査において実態を検証し、金融仲介機能の十全なる発揮を促す。 ・借り手である中小企業等に対し、わかりやすいパンフレット等により、中小企業金融円滑化法の周知徹底を図るとともに、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を開催する。
②地域密着型金融の推進	<p>19年8月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。</p> <p>金融機関に共通して取組みを求める以下の3項目については、金融機関に年1回、報告を求め、当局からも実績を公表する。</p> <p>①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化 ②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 ③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</p> <p>また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、先進的な取組みや広く実践されることが望</p>

	ましい取組みについての事例紹介や顕彰を実施する。
③金融機能強化法の適切な運用 (再掲)	<p>中小企業等に対する信用供与の円滑化を目的とする改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p> <p>また、国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p>

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

施策Ⅲ－3－(1)

金融行政の透明性・予測可能性の向上

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。</p> <p>【根拠】市場強化プラン（平成19年12月21日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果（前回調査結果より向上・22年度調査時点） ・ 法令外国語訳の公表数（前年度より増加、22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業界との意見交換会の開催実績 ・ 実施した行政処分の公表実績＜内容・件数＞ ・ 金融検査指摘事例集の公表実績 ・ 監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・ 和英両文による報道発表等件数 ・ 法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化	検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。
②行政処分についての透明性の向上	金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。
③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。
④ノーアクションレター制度等の適切な運用	ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

⑤金融機関等との対話の充実	金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。
⑥法令外国語訳の推進	規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、金融庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。
⑦金融行政に関する広報の充実（再掲）	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方について、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p> <p>また、海外向け情報発信の充実・強化を図るために、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。</p>
⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課、総務企画局企画課

業務支援基盤整備に係る施策

分 野	1 人的資源
課 題	1－（1） 専門性の高い職員の育成・強化
施 策	1－（1）－① 職員の育成・強化のための諸施策の実施

分 野	2 情報
課 題	2－（1） 行政事務の効率化のための情報化
施 策	2－（1）－① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
課 題	2－（2） 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析
施 策	2－（2）－① 専門性の高い調査研究分析の実施

業務支援基盤整備に係る施策 1－(1)－①
職員の育成・強化のための諸施策の実施

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、市場強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> 研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 民間専門家の在職者数

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高度な専門知識を有する職員の確保・育成	ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣や職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。

【担当課室名】

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2－(1)－①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 <p>(各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成 18 年 6 月 27 日、平成 20 年 8 月 7 日及び平成 21 年 4 月 15 日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。)</p>
参考指標	

達成目標②	情報システム調達の適正化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する。」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに係る政府調達案件（競争性のある契約方式による機器の調達を除く）の情報システム調達会議付議状況（100%、22 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）

【平成 22 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①業務・システムの最適化の実施	<p>「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 23 年度までに情報システムの開発等を進めていく。</p> <p>「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）におけるタクソノミ（国際標準のコンピュータ言語である X B R L を用いた財務情報の電子的な様式）を国際標準技術仕様に準拠させるための追</p>

	<p>加開発等を行う。</p> <p>「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、平成19年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施するとともに、最適化実施状況を把握し、評価を行っていく。</p>
②情報システム調達の適正化	<p>情報システムに係る政府調達案件については、「情報システム調達会議」に付議し、調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。</p>

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2－(2)－①
専門性の高い調査研究分析の実施

達成目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適當な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究分析成果（研究論文・レポート等の本数・分野）の作成・活用実績 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

【平成22年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室、総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課市場分析室、監督局総務課監督企画室

【別紙3】

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となつた場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかつた場合

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

【別紙4】

【端的な結論の基本類型】

	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
平成23年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。